

# 埼玉県生活維持路線確保対策費補助金交付要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持・確保を図るため、予算の範囲内において埼玉県生活維持路線確保対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域協議会

乗合バス事業に係る維持方策を協議し、県内の生活交通の確保を図るため県、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された埼玉県生活交通確保対策地域協議会をいう。

(2) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(3) 輸送量

次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度 × 運行回数

(4) 地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度（以下「基準年度」という。）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の武蔵・相模ブロック（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。）別表6に定める補助ブロックのうち埼玉県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。

基準年度における地域キロ当たり標準経常費用の実績額 ×

$$\left( 1 + \frac{\text{地域の過去3年間（※）の平均増減率}}{2} \right)^2$$

※ 基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

(5) 過疎地域等を運行する路線

次に掲げる要件のいずれかに該当する地域等を運行している路線をいう。

- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づいて公示された市町村
- (ロ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (ハ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づいて主務大臣が指定した振興山村の区域

## 第2章 地域乗合バス路線確保対策費補助金

(定義)

第3条 本章において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域乗合バス路線

国庫補助対象以外の路線で、市町村が地域住民の生活に必要と判断し、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、かつ、原則として、次に掲げるすべての要件（過疎地域等を運行する路線については、(二)、(ホ)及び(ト)を除く。）を満たすもの。

- (イ) 乗合バス事業者が運行するもの。ただし、第11条第1号に規定する市町村廃止代替貸切バスを除く。
- (ロ) 鉄道等へ向かう通勤、通学等の輸送需要に対応して設定されるもの、又は、病院、学校、商業施設等の地域住民が日常的に利用する施設への輸送需要に対応して設定されるもの。
- (ハ) キロ程が2km以上のもの。
- (二) 1日当たりの輸送量が15人以上150人以内のもの。
- (ホ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。
- (ヘ) 運行開始から3年以上経過しているもの。
- (ト) 経常費用に対する経常収益の割合が次に掲げる要件の一に該当するもの。
  - (一)  $11/20$ 以上の路線
  - (二) 経常収益が経常費用の $11/20$ に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益並びに当該補助額の合計額が経常費用の $11/20$ に相当する額に達するもの。
- (チ) 路線の一部又は全部がDID地区（国勢調査における人口集中地区）以外の地域を運行しているもの。

(2) 補助対象期間

補助金を受けようとする年度の前年度の10月1日から補助金を受けようとする年度の9月30日までの1年間をいう。

(3) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

(4) 補助対象経常費用

地域キロ当たり標準経常費用と本条(3)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロを乗じて得た額をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、地域協議会の協議結果に基づき市町村長が選定した乗合バス事業者に対し、第5条の基準に適合する補助事業を行う市町村とする。

(補助事業の基準)

第5条 補助金の交付対象となる市町村の行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象路線は、地域乗合バス路線であって、補助対象期間に当該地域乗合バス路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該地域乗合バス路線の補助対象経常費用に達していない路線とする。
- (2) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。
- (3) 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の地域乗合バス路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該地域乗合バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額 ×

$$\left( \frac{\text{当該地域乗合バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該地域乗合バス路線の総キロ程}} \right)$$

- (4) 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の地域乗合バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
  - (5) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。
- 2 前項第3号、第4号及び第5号の規定は、過疎地域等を運行する路線については、適用しない。
- 3 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付額及び補助期間)

第6条 補助金の交付額は補助対象経費の1/2以内の額で知事が定める額とする。

- 2 補助金の交付は、補助初年度及びこれに続く2会計年度に限る。

(交付申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の交付申請書の提出期限は、補助金を受けようとする年度の11月20日とする。

(添付書類)

第8条 規則第4条第2項第5号の規定によるその他知事が定める事項に係る書類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)

第2条第2項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 様式第1号の2による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(3) 補助対象路線に係る運行系統及び停留所を明らかにした図面並びに運行時刻表

(4) 補助金の交付を受けようとする年度の歳入歳出予算書

2 規則第4条第2項第2号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定及び額の確定通知書の様式)

第9条 規則第7条及び第14条の交付決定及び額の確定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

### 第3章 市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金

(定義)

第11条 本章において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市町村廃止代替貸切バス路線

国庫補助対象以外の路線で、市町村が地域住民の生活に必要と判断し、地域協議会において維持・確保することが必要と認められ、かつ、原則として、次に掲げるすべての要件(過疎地域等を運行する路線については、(ホ)及び(ヘ)を除く。)を満たすもの。

(イ) 乗合バス事業者が運行するもの。ただし、平成18年9月30日以前において、道路運送法第21条第2号の規定により貸切バス事業者が運行していたものに限る。

(ロ) 廃止された路線(運行開始から3年以上経過しているものに限る。)の運行系統の輸送目的と同じ目的で、当該路線廃止後1年以内に運行を開始するもの。

(ハ) 鉄道等へ向かう通勤、通学等の輸送需要に対応して設定されるもの、又は、病院、学校、商業施設等の地域住民が日常的に利用する施設への輸送需要に対応して設定されるもの。

(ニ) キロ程が2km以上のもの。

(ホ) 1日当たりの輸送量が15人以上150人以内のもの。

(ヘ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。

(ト) 運行系統に競合して他の路線バス事業の運行系統、鉄道及び軌道がないもの。

(チ) 路線の一部又は全部がDID地区（国勢調査における人口集中地区）以外の地域を運行しているもの。

(2) 営業収益

別紙1に定める運送収入と運送雑収の合計をいう。

(3) 運行費用

別紙1に定める運送費と一般管理費の合計をいう。

(4) 補助金計算期間

補助金を受けようとする年度の前年度の10月1日から補助金を受けようとする年度の9月30日までの1年間をいう。

(補助対象事業者)

第12条 補助対象事業者は、地域協議会の協議結果に基づき市町村長が選定したバス事業者（以下「補助対象バス事業者」という。）に対し市町村廃止代替貸切バス路線の運行を依頼するとともに、第13条に定める補助事業の基準に基づき、補助対象バス事業者に補助する市町村とする。

(補助事業の基準)

第13条 補助金の交付対象となる市町村の行う補助事業は、次の各号に定める基準に適合するものとする。

(1) 補助対象路線は、市町村廃止代替貸切バス路線であって、補助金計算期間における営業収益が、運行費用に達しない路線とする。

(2) 補助対象経費の額は、運行費用と、地域キロ当たり標準経常費用に補助対象路線の実車走行キロを乗じて得た額を比較し、いずれか少ないほうの額（以下「補助対象運行費用」という。）から、営業収益を控除した額とする。

(3) 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の市町村廃止代替貸切バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(4) 補助対象経費の額は、補助対象運行費用の9/20に相当する額を限度とする。

2 前項第3号及び第4号の規定は、過疎地域等を運行する路線については適用しない。

3 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助金計算期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付額及び補助期間)

第14条 補助金の交付額は補助対象経費の1/2以内の額で知事が定める額とする。ただし、2,000万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助初年度及びこれに続く2会計年度に限る。

(交付申請書の様式等)

第15条 規則第4条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の交付申請書の提出期限は、補助金を受けようとする年度の11月20日とする。

(添付書類等)

第16条 規則第4条第2項第5号の規定によるその他知事が定める事項に係る書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 様式第1号の2による補助金計算期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)
- (2) 補助金計算期間における歳入歳出計算書
- (3) 廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図
- (4) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面

2 規則第4条第2項第2号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定及び額の確定通知書の様式)

第17条 交付決定及び額の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第18条 第10条の規定は、この章の補助金について準用する。

## 第4章 市町村自主運行バス路線確保対策費補助金

(定義)

第19条 本章において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市町村自主運行バス路線

国庫補助対象以外の路線で、市町村が地域住民の生活に必要と判断し、地域協議会において維持・確保することが必要と認められ、かつ、原則として、次に掲げるすべての要件(過疎地域等を運行する路線については、(ホ)及び(ヘ)を除く。)を満たすもの。

(イ) 市町村が道路運送法第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けて自家用自動車を有償で運送の用に供する事業(以下「市町村自主運行バス事業」という。)により運行するもの。

(ロ) 廃止された路線(運行開始から3年以上経過しているものに限る。)の運行系統の輸送目的と同じ目的で、当該路線廃止後1年以内に運行を開始するもの。

(ハ) 鉄道等へ向かう通勤、通学等の輸送需要に対応して設定されるもの、又は、病院、学

校、商業施設等の地域住民が日常的に利用する施設への輸送需要に対応して設定されるもの。

(ニ) キロ程が2 km以上のもの。

(ホ) 1日当たりの輸送量が15人以上150人以内のもの。

(ヘ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。

(ト) 運行系統に競合して他の路線バス事業の運行系統、鉄道及び軌道がないもの。

(チ) 路線の一部又は全部がDID地区（国勢調査における人口集中地区）以外の地域を運行しているもの。

(2) 運送収入

バス使用料収入と運送雑収の合計額をいう。

(3) 運送費用

別紙2に定める費用と市町村自主運行バス事業の運行の用に供する車両（以下この章において「補助対象車両」という。）の固定資産償却費相当額の合計額をいう。ただし、固定資産償却費相当額を算出する場合の当該車両の取得価格は、1両につき600万円をその限度とする。

(4) 補助金計算期間

第11条第4号に定める期間をいう。

(補助対象事業者)

第20条 補助対象事業者は、地域協議会の協議結果及び第21条に定める補助事業の基準に基づき市町村自主運行バス事業を行う市町村とする。

(補助事業の基準)

第21条 補助金の交付対象となる市町村の行う補助事業は、次の各号に定める基準に適合するものとする。

(1) 補助対象路線は、市町村自主運行バス路線であつて、補助金計算期間における運送収入が運送費用に達しない路線とする。

(2) 補助対象経費の額は、運送費用と、地域キロ当たり標準経常費用に補助対象路線の実車走行キロを乗じて得た額を比較し、いずれか少ないほうの額（以下「補助対象運送費用」という。）から、運送収入の額を控除した額とする。

(3) 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の市町村自主運行バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(4) 補助対象経費の額は、補助対象運送費用の9/20に相当する額を限度とする。

2 前項第3号及び第4号の規定については、過疎地域等を運行する路線については、適用しない。

3 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付額及び補助期間)

第22条 補助金の交付額は補助対象経費の1/2以内の額で知事が定める額とする。ただし、2,000万円を限度とする。

2 補助金の交付年度は、補助初年度及びこれに続く2会計年度に限る。

(交付申請書の様式等)

第23条 規則第4条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の交付申請書の提出期限は、補助金を受けようとする年度の11月20日とする。

(添付書類等)

第24条 規則第4条第2項第5号の規定によるその他知事が定める事項に係る書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 様式第1号の2による補助金計算期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)
- (2) 補助金計算期間における歳入歳出計算書
- (3) 補助対象車両の固定資産償却費相当額計算書
- (4) 廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図
- (5) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面

(交付決定及び額の確定通知書の様式)

第25条 交付決定及び額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備等)

第26条 第10条の規定は、この章の補助金について準用する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成15年度から適用する。
- 2 過疎地域等バス交通対策費補助金交付要綱及び埼玉縣市町村営バス等事業対策費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の過疎地域等バス交通対策費補助金交付要綱又は埼玉縣市町村営バス等事業対策費補助金交付要綱の規定により、平成14年度に当該補助金の交付対象となっていた路線については、第2条第5号の規定にかかわらず、過疎地域等市町村を運行する路線とみなす。
- 4 第2項の規定による廃止前の過疎地域等バス交通対策費補助金交付要綱又は埼玉縣市町村営バス等事業対策費補助金交付要綱により、平成14年度に当該補助金の交付対象となっていた路線に第5条第1項第2号、第13条第1項第2号又は第21条第1項第2号の規定を適用する場合の補助対象経費の額については、原則として、平成14年度に当該路線に対し県から市町村に交付された当該補助金の交付額の2倍に相当する額をその限度とする。
- 5 第2項の規定による廃止前の過疎地域等バス交通対策費補助金交付要綱又は埼玉縣市町



村営バス等事業対策費補助金交付要綱により、平成14年度に当該補助金の交付対象となっていた路線については、第11条第1号（ロ）又は第19条第1号（ロ）の規定は適用しない。

- 6 第2項の規定による廃止前の埼玉縣市町村営バス等事業対策費補助金交付要綱により、平成14年度に当該補助金の交付対象となっていた路線の運送費用の算出に当たり、既にその固定資産償却費相当額が算入されていた車両については、第19条第3号ただし書きの規定は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度から適用する。
- 2 平成16年度に補助金の交付対象となっていた路線については、第2条第5号の規定にかかわらず、過疎地域等を運行する路線とみなす。
- 3 平成16年度に補助金の交付対象となっていた路線については、第6条第2項、第14条第2項又は第22条第2項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度から適用する。

別紙 1

区 分		算 定 基 準
営業 収益	運送収入 運送雑収	定期、定期外収入を含めた、当該路線の収入実績額 当該路線に係る広告料等の諸収入実績額
運 行 送 費 用	人 件 費	1 廃止代替貸切バス担当運転士、担当運転士の休日等における代勤運転士とともに、補助対象期間の実績額。 2 廃止代替貸切バス運行に係る事務（補助金、経理、実績集計等）を行う者の人件費の実績額。ただし、当該事務を行う者が他の事務も兼務するときは、市町村が実績として認めた額。
	燃料油脂費	1 軽油費 年間走行キロ、車両のリットル当たりの走行キロ、補助対象期間のリットル当たりの実績価格に基づき算定する額。 (走行用、冷暖房用) 2 油脂費 軽油費の算定基準と同じ
	車両修繕費	1か月定期点検が年8回、3か月点検が年3回、車検が年1回の法定定期費用及びその他実績額。
	自動車税	実額
	自動車重量税	実額
	自動車損害賠償保険料	自賠償保険料、任意保険料とも実額
	その他の経費	1 施設使用料 駅構内使用料等は実額 2 施設賦課税 固定資産税、事業所税は、総走行キロと当該路線の走行キロの比率で算定した額 3 その他経費 上記各項のほか、市町村が代替バス運行に必要と認めた経費
	一般管理費	運送費の6%とする

## 別紙 2

費目	科目		説明
	節	区分	
人件費			
1	報酬		当該事業に直接従事する定数職員（運転員）以外で、乗車券及び定期券の販売のみに従事する嘱託員とする。
2	給料	一般職給	当該事業に直接従事する定数職員に対する給料とする。
3	職員手当等	扶養手当 調整手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当	当該事業に直接従事する定数職員に対する職員手当等とする。
4	共済費	共済組合負担金	人件費から給与が支弁される者に係る補助事業者が負担する共済組合負担金及び保険料とする。
旅費			
9	旅費	普通旅費 日額旅費	当該事業のため直接必要な普通旅費及び日額旅費で次の用務に該当するものとする。 官公署等への事務連絡及び検査（車検業務）のため必要な旅費とする。 工事の施工・監督・交渉・調査及び検査のための管内出張旅費とする。
庁費			
7	賃金		当該事業のため日々雇用される雑役人夫、修路人夫及び事務補助員（任命行為等の一定形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。

費目	科目		説明
	節	区分	
庁費			
4	共済費	社会保険料	上記貸金支弁に対する事業者負担の保険料とする。
11	需用費	消耗品費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。
		燃料費	当該事業のために運行している車両（道路運送法第79条の登録に伴う対象車両。以下「対象車両」という。）に要する自動車燃料油脂費とする。
		印刷製本費	乗車券、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。
		修繕費	対象車両及び備品の修繕費とする。
		食糧費 光熱水費	会議用茶菓子賄料等とする。 対象車両の点検、車庫、運転員詰所等に用意する電気、ガス、水道料等とする。
12	役務費	通信運搬費	郵便料、電信電話料及び資材運搬費等とする。
		自動車損害賠償保険料	当該事業に要する対象車両の自動車損害賠償保険料とする。
13	委託料		当該事業を実施するために必要な委託料とする。
14	使用料及び賃借料		車庫、駐車場の土地及び会議室等の使用料並びに対象車両、物品等の賃借料とする。
15	工事請負費		次に掲げるもののうち、当該事業に必要な工事費とする。 ・車庫、運転員詰所の建設費 ・駐車場、洗車場、給油施設、待避所（対象運行路線に限る。）、その他安全施設（同上）の工事費とする。
18	備品購入費	庁用器具費	運転員詰所用机、ロッカー類及び運転員の制服等とする。
		機械器具費	対象車両に要する両替器、料金箱等の備品、消火器、湯計量器及び停車場ポール、補修用機材等の購入費とする。

費目	科目		説明
	節	区分	
庁費			
19	負担金、補助及び交付金		当該事業に従事する運転員に係る研修負担金とする。
25	積立金		当該事業に直接従事する定数職員の退職手当組合員負担金等とする。
27	公課費		対象車両に係る重量税とする。ただし、車両賃貸の場合は除く。